

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する
ワーキンググループ（第3回）議事録

令和5年8月30日（水）
10時00分～12時00分
W E B 会 議

[出席者]

（委員）近藤委員、永田委員、伊東委員、加藤委員、北出委員、坂本委員（計6名）
（文化庁）小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、石澤養成研修専門官、増田日本語教育調査官 文部科学省総合教育政策局国際教育課中野国際教育課長、平山専門官 ほか関係官

[配布資料]

- 1 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第2回）議事録（案）
- 2 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の審査における審議会の確認事項（案）
- 3 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関への実地視察について（案）
- 4 登録日本語教員の経験者講習について（案）
- 5 登録日本語教員資格取得のための小学校等における実践研修（教壇実習を含む）の在り方について
- 6 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関のコア・カリキュラム（案）

[参考資料]

- 1 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に関する省令等の案について（パブリックコメント資料）
- 2 第2回ワーキンググループ資料2（抜粋）
- 3 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）

- 4 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）
- 5 令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関実態調査研究報告書

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 議事（1）について、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等についての検討を行った。
- 3 審議の内容は以下のとおりである。

○永田座長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になれることを御承知おきください。議事に入る前に、定足数と配布資料の確認をいたします。

では、事務局、お願いします。

○石澤養成研修専門官

本日、委員総数7名に対し6名に御出席いただいております。伊東委員は、用務の都合上、1時間程度で御退席される予定です。

したがって、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしております。

配布資料は、資料6点、参考資料5点。資料1の前回議事次第案を除いて、いずれも文化庁ホームページに間もなく掲載予定です。

○永田座長

議事に入る前に、資料1の前の議事録（案）につきましては、御出席いただいた委員の皆様へ御確認いただき、修正の必要がありましたら、1週間後の9月6日の水曜日までに事務局まで提出をお願いいたします。

なお、最終的な議事録の確定は、座長に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なしの声)

それでは、議事に入っていきたいと思います。本日は盛りだくさんで、限られた時間ではありますが、いろいろな御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

では、議事(1)の登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等についてです。まずは資料2、3、4について、事務局より説明をお願いします。

○小林日本語教育推進室長

まず最初に資料2でありますけれども、登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の審査における審議会の確認事項というものであります。

まず法律の整理について、1番目の丸であります。登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関につきましてはそれぞれ、研修事務規程を認可したり、養成業務規定は届出でありますけれども、そうしたことを確認するという際に当たりまして、専門的な見地から政令で定める審議会の意見を聴いた上で文部科学大臣が認可等を行うということになっております。

こちらの「政令で定める審議会」というところに関しましては、現在、政令の制定手続を進めておるところでございますけれども、来年度から、日本語教育の所管自体が文部科学省に移管されるということもございますので、恐らく、今、御審議いただいているこの文化審議会から別の審議会になることが想定されておまして、※に入れておりますが、中央教育審議会を今のところ想定しております。

実際には、来年度の法律の施行以降は、政令に定められた審議会の中でこうした審査などを行っていただくということになります。

二つ目以降は、この資料の位置付けです。実際に審査を行うに際しまして、まず審議会の適正な審査に資するためのもの、そして、実際に登録を受けようとする側にとっても適切な申請ができるということ、そうした観点からこのような確認事項というのを事前に定めておくというものであります。

四つ目でございますが、こちらの資料はあくまで審査に当たって確認をするということであり、実際に法律の施行後に様々な事項が想定されることもありますので、これ以外の事項について確認をして審査をすることも妨げるものではないということを記しております。

す。

具体的に、どのようにその実施をしていくかということについて、基本的には、現在ちようどパブコメを行っております省令の案などに示されていた省令の事項に基づきまして、細かく審議会の中で確認する事項を書いているところであります。

まず初めに、実践研修の観点について、

最初の（１）ですが、科目の実施方法というところ、「科目の教材、時間配分、体系性等の適正性」と書いておりますけれども、コア・カリキュラムを基に確認をするということになります。

コア・カリキュラムは何かということに関しましては、この次の次の議題で取り扱うこととしております。

（２）について、省令で定める時間は４５単位時間以上と実践研修はしておりますけれども、実際にはカリキュラム上、研修機関ごとに省令で定めるもの以外のことも行うことがあるかと思っておりますけれども、省令で定める事項分は４５単位時間を確保していただきたいということを確認したいと思っております。

（３）ですが、オンライン授業の在り方、オンデマンドのもの、一定の要件を持たせた上でオンラインも可能であるとしておりますけれども、その場合の要件というのも（３）で記載しております。

２番であります、（１）指導体制の部分です。

まず、指導者の要件として、日本語教育に係る学位、研究業績ということ、具体的にここが何を指してくるかということで、例えば学位であれば「日本語教育学のみならず」としておいて、「教育学や言語学など日本語教育に関連をする学位や研究業績である」ということまで含んで確認をしたいと考えております。

（２）であります、指導者の要件として、その実践の場をどのように経験してきているかということで、実践研修に類する実践型の研修や授業形態、また教授法に関する授業などということで、そうした実践的なもの、技術の習得につながることを経験してきておられるかを確認したいと考えております。

３番、科目の教壇実習の中身、実際に実施をする場の

（１）ですが、教壇実習に関する科目の中で、例外的な場合として、登録実践研修機関以外のところでやるような場合でありますけれども、教壇実習機関が開設する通常日本語教育課程の一部に相当する実施形態である授業の教壇実習ということで、例外的な要件

の一つとして書いておりますが、その場合の要件としては、まず、生徒をちゃんと募っており、その機関が開設する日本語教育課程に位置付けられているということで、それに類する授業のクラスを設置されている等を確認したいと考えています。

(2) ですが、教壇実習を行う場合は、法令上の位置付けもあって授業の補助としておりましたけれども、ここは明確に、実際には「指導者の指導・助言の下に、受講者自身が教壇に立つ実施形態のもの」ということを確認することとしております。

(3) ですが、教壇実習機関と実践研修機関の間の協定を、別の機関がやる場合に結ばれると思いますけれども、その場合に、どのような協定を結ぶかといった内容と、その際、やはり実習機関に完全に任せてしまうのではなく、登録実践研修機関がある程度責任を持って教壇実習に関わるような体制となっていることを確認したいと考えています。

(4) ですが、教壇実習機関の方に置かれる指導者でありますけれども、実践研修機関と教壇実習機関が別の機関である場合であっても、実践研修機関に所属する指導者が、実習中、常に教壇実習機関に配置される場合も、ある程度これを満たすということで、このような場合もあり得るかということで書いております。

(5) については、御意見があるところかとは思いますが、実習機関に置かれる指導者が同時期に複数の受講者を担当するような場合があるかと思えます。同時刻で単独に教壇に立つ受講者は1人とする等、個々の受講者の指導に支障がないような配慮がされていることを確認したいと考えています。

4番、評価ということで、実践研修機関が実践研修を行った後に、その実施状況を評価していただくということで、どのような項目について評価をしていただくかを記載しております。

5番のところ、経費の維持方法ということで、収入と実際に掛かる経費を見ながら、適正かつ安定的に実施できるかどうかを確認したいと考えています。

今までのところが実践研修機関の部分でありまして、この次からが養成機関の関係になります。基本的に作り方はよく似た形になっております。

最初の1番は、科目の実施方法です。

まず(1)ですが、実際にどのように科目の実施が行われるかということは、こちらもコア・カリキュラムにより確認するということです。

(2) ですが、こちらも50項目以外のところを実際にされるということがあるかと思えますけれども、50項目の学習が375単位時間であることを確認するということで

あります。

(3)、授業時間数の2倍に相当する学習を授業時間外に行わせるカリキュラムとなっているかということで、そちらのところ、実際にどのような考え方で行うかというところについて記載をしております。

2番、養成課程の体制です。

「本務等教授者」の考え方ですが、「本務等」ということでありますので、二つ以上の養成機関で本務教授者となっていることは矛盾してしまいますので、そうしたことを確認するということです。本務等教授者ということで、ある程度、本務という中で他の登録日本語教員養成機関の教授者も兼務することは一応可能な仕組みともなっておりますので、その辺りのところの考え方を書いております。

(2) であります。ここも本務等教授者の考え方を示したところで、養成課程の業務にのみ専ら又は本務として従事することは求めないものとして確認をするということで、実際に担当される先生たち、様々な働き方をされるということで、特に地方の大学など、いろいろな御指摘がございましたので、このような工夫をさせていただいております。

評価と経費の維持方法に関しましては、先ほどの実践研修機関の考え方と基本的に同じでありますので、3番のところもこうした内容で評価をしていただくということ、そして4番の経費維持方法は実践研修機関と同じ考え方です。

続きまして、資料の3です。

整理としましては、来年度以降、実践研修機関や養成機関の登録が始まってまいります。実際に法律上は様々な措置で、場合によっては取消しもあるのですが、そのような段階的な是正措置と、こちらの実施視察というのがリンクをするものでは必ずしもありませんで、あくまで質の維持・向上というのを見る観点から、こうした実地視察というのを行うということで捉えていただければと思います。

次のスライドについて、1番の趣旨は、今申し上げたところでありまして、こちらもそうなのですが、正にこちらは法律の施行後に行うものになりますので、例えば審議会がどういうふうに定めていって、誰が視察に行くかは、移管をされた後で行っていく審議会の中で担当することになるかと思えます。

審議会等のうち、法の規定に基づく事項を取り扱うものということで、この資料の中では「審議体」と呼んでおりますけれども、審議体の中で、こうした日本語教育に関連するところなど、審議体で決められた方々が、どういうふうに実地視察などを行っていくかを、

来年度になって具体的には決めた上で、実地視察を行っていくこととなります。

どのような形で行うかを、事前に考えておきたいということでこの資料を作成しております。

2番の実地視察方法というところを御覧いただければと思いますが、(1)ですけれども、まず対象のところは、ある程度、審議体等で定めるということです。

(2)はどのような観点で確認をするかということであります。省令に書いてある基準を満たしているかどうかということや、教育がしっかり行われているかどうかということに関して、適切な水準にきちんとあるかどうかを確認するという観点で行います。

ですので、例えば施設がどうかとか、指導者はどうかとか、実際にどのように教育が行われているかどうかとか、そういうことを確認するということで考えております。

具体的にどのようなやり方かということで、実際には審議体に属する委員の方が2人以上で行っていただいて、(6)にありますような文部科学省の担当官が同行しながら、(8)にあるとおり、実地視察において必要に応じて授業見学や受講者へのヒアリングを行い、そして(9)でありますけれども、何か問題があったようなときに関しましては是正措置を求めることで、改善を求めていくということになるかと思っております。

3の報告書の作成・公表ということで、こうした実地視察を行った場合には、ある程度報告書を作成して公表するということで、是正のサイクルをしっかりと回していきたいと考えています。

4番ですが、仮に法令違反のようなこと、法令に反した状態になってしまっていたようなことを確認した場合には、先ほどありましたような適切な指導・助言を行い、是正措置を設けるということもありますけれども、実際にそのような状態があると認められる場合には、審議体として文部科学大臣に意見を述べることができるというようなことも考えております。

ここまでの、行政関係の養成と実践研修の関係の資料でございました。資料の4を御覧ください。

こちらは話が変わりますが、登録日本語教員の経験者講習について、前回までのワーキングでは、経過措置の話、そして実際に経過措置の中で対象となる民間試験の話をしていただいたところですが、経過措置の中で実際に現職の方が受けていただく経験者講習の中身がどのようなものとなるのかということ、今の案として考えているものがこちらの資料でございます。

まず、1番の基本的な考え方ということで、最初の四角であります、ポイントとしましては、現職の日本語教師の方が円滑に新たな制度に移行できるよということ、経過措置が設けられているということでもあります。

その考え方というのが、二つ目の四角でございます、今年の1月にまとめられた有識者会議の報告書の中で、一定の要件を満たした方々に対しての経過措置の在り方と、その際に求める講習について言及されておりました。

三つ目の四角は、こうした有識者会議報告書で示された方向性で、質を担保しながら円滑に新制度に移行する、これを両立させる観点から講習を実施しまして、その修了をもって試験の一部又は全部を免除することができるような形で、講習の在り方も考えていきたいということでもあります。

ということで、2番、講習の概要というところを御覧いただきたいと思いますが、まず経験者講習ですが、対象者は現職の日本語教師ということで、この「現職の日本語教師」というのは、ちょうど今、省令のパブコメで行っている経過措置の対象となる現職の日本語教師という方になります。

二つ目の四角でございますが、実際にこの対象となる方たちは、今、現職の先生でありますので、講習をより受けやすくするという観点から、オンデマンド、自宅等で受講ができるような形と考えております。

三つ目の四角ですが、講習内容がきちっと身についたことを確認するというので、受けただけではなく、最終的にその確認をするために、講習修了確認試験というものを行いまして、それをもって修了となるということでもあります。

一番下のところに、講習ⅠとⅡということで、二つの段階に分けて、講習対象範囲として書いております。

講習Ⅰでございますけれども、文化庁で行いました平成12年の報告書で新たに追加された内容を中心に講習Ⅰを組んでおりまして、時間と講習修了試験の問題数もこのように考えております。

講習Ⅱが、平成31年の報告書で追加された内容や、近年の情勢を踏まえた変化を踏まえ、アップデートをしていただきたい内容を中心に構成しております。それぞれ、時間と問題数などはこのとおりであります。

こちらと次の資料、次の3枚目を見比べながらということになりますが、まず二つ目のところ、必須の教育内容の50項目に非対応の課程を修了した現職者ということで、今ま

で、恐らくここは「Dルート」と呼んでいたかと思います。

こちらの方たちですが、一定の時間数ということで、26単位か420単位時間以上ということですが、そうした日本語教師養成課程のうち必須の50項目に対応していない養成課程を修了ということで、平成12年報告への対応が有識者の審査を経て文部科学省で確認できた課程を修了した方に関しては、先ほどの経験者講習Ⅱを受けていただくと。

上記以外の場合になると、経験者講習ⅠとⅡを両方を受けていただくということになります。

また、民間試験に合格した現職者ということで、日本語教育能力検定試験に合格された方でありますけれども、前回のワーキングでも御報告させていただいた、試験選定時の附帯意見というものを踏まえまして、昭和62年から平成14年度に実施された試験に合格された方は経験者講習のⅠとⅡ、平成15年から令和5年に実施された試験に合格した方は経験者講習Ⅱを受講いただきたいと考えております。

今後の予定を見ていただきたいと思います。養成課程、先ほど、どのように養成課程の確認をしていくかという審査基準を、次のワーキングでお示しをしたいと考えておりまして、どういうところに振り分けられるのかというのを、年内に分かるように、できるだけ速やかにやっていきたいと思っております。

5ページ、6ページが、実際の講習のイメージになります。このような形で経験者講習、ⅠとⅡを考えておりまして、それぞれ最終的に確認試験を受けていただくということになります。

資料の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○永田座長

説明ありがとうございました。今、資料2から4まで説明していただきましたが、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問のある方は、どの資料からでも構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

では坂本委員、お願いします。

○坂本委員

資料2、2ページについて、前日も発言したかと思いますが、2の2の指導体制のところの、研究業績ですね、資料2の2ページの研究業績、上から2行目です。「その際、研

究業績については云々」というのがあります。

そこで、最初に出ているのが学会誌などの論文、紀要の論文、それから学会での発表というので、その「学会での発表」のところを、「学会等での発表」みたいに幅広くしていただけるといいかなと思います。例えばシンポジウムでの講演とか、学会ではないけれども、そういったものも研究業績に入れていただくといいかなと思います。

ワークショップも考えているのですが、下の方の2の指導者の要件の研修・授業の研修に当たるので、ワークショップは2の方に入れればいいかなと思います。

それで、「学会での」を「学会等での」というふうに、「等」を入れていただければという意見です。よろしくをお願いします。

○永田座長

北出委員、今の点でしょうか。お願いします。

○北出委員

同じところで質問よろしいですか。指導体制に関する事項のところ、これは五つぐらい、たしか要件が出ている中の、いずれか一つを満たすということだったと思うのですが、この指導体制というのが、実践研修機関と、それから実施をする機関が異なる場合ですね、送り出す場合ですが、登録実践研修機関の教員と、それから実習先で指導してくださる教員が別で、実習の項目を分担しながら指導することもあると思いますが、その場合、両方の教員がこの要件を満たす必要があるということだと思います。送り出し、特に海外に送り出しておられる大学も多いとは思いますが、海外の大学で指導してくださる日本語の先生がこの要件を満たすかどうかというのは、難しいところもあると思います。この(2)のところ、実習などの、つながる、研修授業をしたことがあるかどうかというところで、たしか省令案の方では「1年以上の経験」というふうに書いてあったと思いますが、その1年というのが、実習期間というのはやっぱり1年に1回、海外の場合は送り出すことが多いと思います。その1回、1学期といいますか、を担当すればその1年に値するのか、それとも合計して1年間ということになるのか、又はそれほどこだわらなくていいことなのか、その辺り、教えていただければと思いました。

○永田座長

今の点、海外をそういう実習先とする場合の指導者の要件に関して、いかがでしょうか。事務局の方から、何か今の北出委員に御質問に関して。

○伊藤課長補佐

まず参考資料1の5ページ目を御確認ください。今パブコメにかけさせていただいている省令の基になる資料ということになりますが、そこで今、お二人の委員から御意見をいただいた指導者の要件の基の規定が書いてございます。

1点目の研究業績の範囲ですが、実は今日御欠席の石黒委員から事前に御意見をいただいております、端的に言うと、あまり研究業績の範囲を広げるべきではないのではないかとこの御意見でした。

御意見の趣旨としては、いわゆる現場で経験を持っていらっしゃるような方々であれば、例えば④番で要件として入ってきますので、今回、研究業績のところはこの資料で①番の要件になるわけですが、ここはどちらかというとアカデミアにいらっしゃる先生方を対象とするための要件です。そうすると、要は学会であったりとか研究機関の紀要であったりとか、そういう研究を専門とする機関がある程度スクリーニングをした業績である必要があるのではないかとというのが石黒委員からの御指摘でありましたので、それを踏まえた上で御議論をいただければと思っております。

2点目の北出委員からの御質問ですが、海外の例えば大学の日本語教育に当たっていらっしゃる方々というのが、一つは①番や②番で外国の学位でも対象としておりますので、そこで拾われる方もいるのかなとは考えておりました。

その時に、日本の学生を受け入れた実習の担当時間というのは、おっしゃるとおり1年の中でもかなり限られた期間になってしまうと思いますが、その方がふだん外国の大学において日本語の指導とかをされている時間とかを勘案できれば、1年とかでも足りるということになるのかどうか。

どういう方々が海外の大学で受け取った日本の受講生を指導することになるのかというのが、恐縮ですが我々もイメージが完全にはつかめていないところがございますので、そういう方が今の基準で拾えるのかどうかというのを検討いただく必要があるのかなと思います。

おっしゃるとおり、日本の受講生を教えた期間だけにしてしまうと、とても1年というのは足りないのではないかとはい思います。

○永田座長

よろしいでしょうか。

それでは、ほか御意見。では加藤委員、お願いします。

○加藤委員

今の資料2の中の、3番の教壇実習に関する科目に関する事項というところでの確認と意見です。

まず、この実践研修というもののの中の教壇実習が連携した形で契約を結ぶような形でする場合というところで特に申し上げたいのですが、ここにも、協定で期間とか内容とか役割分担ということを書かれていて、そこはとてもよいのですが、その役割分担というあたりのところで、ここで示されていないのが、評価というところです。

当然のことですが、今まで以上にこの実践研修の部分での評価というものがきちりと担保された形で、認定をそれぞれの教師がされていくというときに、様々な機関であるとか大学の課程であるとか、そういうところを出てきた人たちというのが、同じ基準である程度行かなければいけないわけです。

そういったときに、個々の契約の中でも、そういった評価というのをどこの誰がどのように——その契約している同士ですね、そういったところを明確にしていくということをきちんと確認できるような形で、ここに書かれたらいいかなというのが意見です。

それからもう一つ、今の3のところの(5)で、先ほど小林室長からお話があったときに、「いろいろな意見があると思いますが」とおっしゃったんですが、ここで「同時刻に単独で教壇に立つ受講者が1人」というふうに書かれていても、私はこれ、特段の意見なく、当然これはこういうことになるというものだと思っていますので、ここはこれでいくのがよいと思います。

もう一つ、この資料2のところの関連なので申し上げますと、5ページ目ですね、ここにも養成課程の科目の実施方法に関する事項という、ここは養成課程のところになるのだと思いますが、やはり評価というところが、この全編を通じて、私たち、ちゃんと評価をした形で上に持っていくというんですか、きちんと認定される場所に持っていかなければいけないので、「適切に評価される」というような、何か言葉が入っていったらいいかなと思うところです。

具体的に申し上げますと、1のところの実施方法に関する事項というところで、「科目の指導者、教材、時間配分、体系性等の適正性」と書いてあるのですが、このところに評価内容であるとか方法とか、何かそういったものが書かれる方がいいのではないかというのが、最初に申し上げたところと同じような意味合いでの意見です。

○永田座長

個人的には私も全く同意見で、実際に審査されるときには、恐らく養成科目とか等でしたらシラバス等で確認されるのかなとも思いますが、そういう評価に関する文言がここに入っていた方がよりよいかなど。同意見です。

では近藤委員、お願いします。

○近藤委員

ページが戻りますが、2ページのところの2番、指導体制に関する事項のところを一点確認をさせていただきます。

学位や、「研究機関が発行する紀要で論文掲載や学会での発表などを含め、実践研修の指導者としてふさわしい業績」というふうにあるのですが、実践の経験があるかどうかというところは問わなくて構わないという理解でよろしいのですか。

一応体制ですので、業績、日本語教育や日本語学等の業績を持っている先生もいらっしゃる、あとはやっぱり教師経験がある先生、実際に教えている先生もここに含まれた方が本当はいいのではないかというふうに思うのですが、教授経験がある人が入ることが望ましい、みたいなことを入れたらどうかなどは思っているんですけども、その辺りを教えていただけないでしょうか。

○永田座長

先ほどの参考資料等とも関わるかと思うのですが、事務局の方から、今の確認事項についてもう一度よろしいでしょうか。

○伊藤課長補佐

先ほどの参考資料の1番のところにつきまして、学位とここは研究業績でございますので、まずその1番の方の法令的な要件としては、必ずしも経験があるなしというのは問う

ていないこととなります。

ただ、今の近藤委員の御指摘を踏まえて、全体の機関の体制としては、例えばなるべく1番の要件の方のみではない形にするべきとか、そういった望ましい体制の在り方とかをこの確認事項の資料に表すということは可能だと思いますので、それをすべきかどうかということは、御意見をほかの委員からも含めていただければと思います。

○近藤委員

ありがとうございます。一つ補足すると、やっぱり実践研究というものがあまして、それをやっているかやっていないかということは非常に教育の質に関わります。

ですから、アクションリサーチでもいいですし、そういう実践研修をして常に現場を見ているような方が体制に入っていると望ましいという。「必ず」だと、やっぱりそれはきつかなと思うので、「望ましい」あたりの表現で入れられないかなというふうには思っております。

○永田座長

今の点に関して、もしほかの委員からあれば。この体制というものに関してですね。個人的には、やはり指導者としての要件と体制としての要件というのはそれぞれ大事ななと思っております。今の御意見いただいたということで、その他はいかがでしょうか。

では、北出委員で加藤委員の順番で。

○北出委員

資料2の3ページの3、教壇実習に関する科目に関する事項の(1)の部分ですが、ここは表現が難しいところだと思います。「通常の日本語教育課程の一部に相当する実施形態である授業」というところなのですが、ここで、外国人の生徒を募って、教育実習機関が開設する日本教育課程に位置付けられた授業やそれに類する授業を実施するというところが分かりにくいのですが、これは実習用に外国の学習者を募ってクラスを作るけれども、そのクラス用にコースデザイン、カリキュラムデザインをするのではなくて、実際にある日本語教育機関の課程の中の、例えば「日本語総合I」とかいうクラスとみなして授業をするということなのではないでしょうか。表現が分からなかったので、教えていただけますか。

○永田座長

今の確認事項に関して、いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

ここで述べているのは、要は模擬的なクラスを作るというものについてですけれども、まず一つ目に書いているのは、例えば日本語学校がこれをやる場合に、通常日本語学校が実施している授業等のカリキュラムをそのまま使ってやる場合、もしくは、そのまま使うわけではないが、それに類する形の授業をする場合という意味で書いていて、ただ、当然、例えば日本語学校が単位を出したり、何か履修証明を出したりとか、そういうものをやれということではないという意味です。

○北出委員

では、例えば募集した学習者に合ったクラスをデザインして授業をするということでもオーケーということですね。

○伊藤課長補佐

後者の方はそれに当たると思います。

○北出委員

分かりました。ありがとうございます。

○永田座長

伊東委員、今の件に関してですか。

○伊東委員

今のことに関して。北出委員の御質問に関しては、私はもう通常の単位認定のクラスではなくて、教育実習のために特別に仕立てたクラスというふうに理解しましたので、今確認されてよかったと思いますし、私たちもそのようにやっているということで理解しました。

○永田座長

坂本委員も今の点に関してですか。

○坂本委員

はい。機関によっては、実習生をなかなか受け入れることが難しいような場合には、例えばアルバイトで、何曜日の何時から何時まで実習のクラスをやりますから集まってください、みたいに募ってやるケースもあるかと思えますから、是非これは認めていただきたいと思えます。

○永田座長

ありがとうございました。加藤委員の御意見までいただいて、一旦この資料2から4に関しては区切りをつけるということにさせていただきます。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

資料4の「登録日本語教員の経験者講習」というところでの意見と、それから質問です。

意見というのがまず、この経験者講習の「経験者」という言葉ですが、今、本当にいろいろな経験者が、自分はどうなるんだろうという、当たらない人までが心配しているという実情があります。

やはり定義がない言葉が出てくることに違和感があるなと思って。「現職者」というふうに定義されているので、「現職日本語講習」みたいな方が、自分がこれに該当するのかがというのが分かるのではないかという意見です。つまり、「経験者」というのは何ををもって経験というかというところがはっきりしないという意味です。

今、同じページの下のところ、講習概要で、先ほどオンデマンドというふうにおっしゃっていただいて、本当にこれはいい形で、様々なところに住んでいる人が受けられるので良いと思いますが、何かここで確認試験であるとかそういった、やはりここも重いものが付きますので、「厳正に」といったあたりを、次のルールを決めるところで行っていくのがいいのではないかなというところまでが意見です。

次のところの、さっき2ページにわたって説明いただいた経過措置のところ、これは質問ですが、上の※の1のところ、2行書いてあって、「文部科学大臣が指定する機関

で日本語教員として1年以上」という、告示機関と別建てで書いてあるこの部分、これ、前の会議のときに私が意見を申し上げて、伊東委員もここに続けておっしゃっていただいた気がするのですが、この「海外等で」というところを私その時お話をして、伊東委員が恐らくそこで大学などもあるというふうにおっしゃったと思います。派遣もそうですし、既にそちらでの大学や、様々な機関があると思いますが、そういったところでもということが入るといこと、この指定する機関の中に入りますねという、これは確認と質問です。

最後のもう一つが、その次の、もう一つの方の経過措置のところ、ここで、それぞれがどういった形で分類されるかということが個々人に分かってくるわけですが、実際、現在までの間に廃校になった学校であるとか課程というのが相当数あると思います。

そういった人たちが原則として今しているわけですが、それをどのようにして確認するかというのはかなり大変になると思うのですが、ただ、その方たちがそれをもって切り捨てられるというようなことは避けてほしいなというふうに思いますので、そこはそういったところも考慮に入れた形で進みますねという確認といった意味での、私の今の発言です。

○永田座長

また次回以降のワーキングで検討されるであろうことも含め、今いただいた御意見、及び1点、海外の大学も含まれるかどうか、これは御質問、確認だったと思うのですが、この点に関していかがでしょうか。今の加藤委員の御意見、御質問に関して。

○伊藤課長補佐

まず海外の機関ですが、文部科学大臣が指定する以上は、どうしても何らか審査、確認が必要になります。

そうすると、なかなか海外の機関を審査するというのは厳しいだろうというのが、正直なところ思っております。

もう一つ御指摘いただいた、過去の研修養成課程を終えて、その機関がもう今、実は存在していない場合ということですが、こちらやはり国家資格の付与ということになりますので、最終的に我々は何らか要件を満たしていたということの確認が取れない限りは、なかなか、確認というのはやはり経る必要はあるだろうと。逆に、その確認が取れないということになってしまうと厳しいと。

例えば法人は存在していて、養成課程自体はなくなっているけれども、その法人に聞けば確認が取れるとか、そういう何らか手段があればいいのですが、法人自体がもう潰れてしまっているとかになってしまうと、なかなか、我々も要件の確認が取れないので、そういう場合は厳しいケースもあり得るだろうと、正直ながら想定しております。

○永田座長

また次回、今度ワーキングでもこの点に関しては議論していくということでよろしいですかね。

○伊藤課長補佐

はい、そのように考えております。

○永田座長

ありがとうございます。資料の2から4についての追加の御意見、御質問は、最後に少し時間に余裕があればいただきたいと思います。

○小林日本語教育推進室長

資料3ですが、昨日、実は認定の方のワーキングもありまして、その際の実地視察の関係で、正に実際に認定の方も同じような資料がありますので、実地視察をどのぐらいやるかみたいなどころというのを、昨日のワーキングではちゃんと考えというか、今ですと「必要に応じて行います」という書きぶりになっておりますが、その辺の考え方みたいなものはしっかり示した方がいいのではないかという御意見をいただいております。まして、基本的な考え方は同じということになりますので、答えは今持ち合わせてはおりませんが、そのような御意見もあり、このところはまた事務局の方で、そうした認定の方の話ともリンクしていきますので、考え方が示せるようになったら、また出していきたいと思っております。

○永田座長

そうですね、私もこの「必要に応じて」というのがちょっと分からないなと思っております。ところで、また引き続き、この点に関しては検討できればと思っております。ありがとう

ございました。

それでは、続きまして資料5に移りたいと思います。資料5について、事務局より説明をお願いいたします。

○伊藤課長補佐

資料5ですが、背景としましては、前回のこのワーキングであったり、あとその後日行われた小委員会のおきまして、実践研修のうちの教壇実習をやる教壇実習機関として、高校を含めて小中学校等を使う場合についての議論というのが、少し賛否いろいろありましたので、そちらについて、実は文部科学省の担当部局、国際教育課とも協力しまして、関係者へのヒアリング等々をした結果として資料をまとめさせていただいておりますので、こちらに基づいて、少し別建てで御議論いただきたいという趣旨で、この時間を取らせていただいております。

まず、基本的な考え方ということでまとめさせていただいておりますが、一つ目として登録日本語教員というのが平成31年の分科会での報告であったりとか、あと、それを踏まえた上で今般の制度の創設に向けた議論において、児童生徒等を含めまして、成人から年長者まで幅広く教員の指導の対象として活躍をするということが想定をされていたと。

あとは、実際、必須の教育内容50の中でも、目的・対象別日本語教育法というのがございまして、この中で今申し上げたような様々な対象者を想定したような教育法の指導というのも求められていると。

あとは、そういう状況にはありますけれども、一方で実践研修というので、幅広い対象者全てを指導する経験というのを、実践研修の中で全て積むというのはなかなか現実的ではないというのが背景にまず一つあります。

もう一つ、社会の中の背景として、公立学校で日本語指導が必要な児童生徒の数というのが、今現在5.8万人ということで、10年間で1.8倍位になっております。このような中で、日本語指導を行える体制ということの整備が急務になっていると。

そうした際に、我々、国会でもいろいろな御質問をいただいた中で御回答してはいたのですが、日本語指導を行う体制を備えるという中で、登録教員の活用というのも一つの方策になるのではないかというふうに考えていると。

先ほど申し上げたとおり、参考のところですが、今回の資料をまとめさせていただく過程で、今現在においても、日本語教師養成の課程の中で、小中学校等で実習という

か、今の制度で言うと教育実習をやっている大学というのが幾つかありまして、そこにおいて、将来学校で活躍することを目指す日本語教師というか、日本語指導の素養を持った方の専門性を高める機会に現状としてなっているということもございました。

そういった背景を前提としまして、本日御審議をいただきたいこととして、大きく二つ書かせていただいております。

まず一つが、登録教員の資格として、教壇実習先を小学校等のみでも可能として良いのかどうかということです。

細かく二つ、更にブレークダウンしておりますが、一つが、発達段階の途上にある児童生徒への日本語指導と、成人への指導というのは違うということがございます。そうした違いを踏まえた上で、登録教員を取得するための実習先として小学校等のみで可能とすることについてどう考えられるか。

二つ目が、実習生によって実習先というのが当然異なってくることになりましてけれども、そうしたことを踏まえると、教壇実習を含む実践研修等の受講履歴の管理とか、資格の扱いの在り方というのをどうするべきかと。

例として、考えられる方向性というか対応を挙げさせていただいておりますけれども、今まで御説明しているとおおり、登録教員というのが、登録いただいた後にどういった研修を受けていたかということを含めた情報発信をさせていただくということがありましたが、そういったことも含めながら、実践研修であったり資格取得後の研修の受講歴というのが分かるような形で管理して、例えば履歴というのを雇用等の場面で示せるような運用というの也被えられるかということです。

あと、二つ目の論点としまして、小学校等で教壇実習を認める場合、仮に認めてもいいんじゃないかということになった場合の要件ということですが、そこがまた三つありまして、一つが実習の対象者ということで、年少者への日本語指導という特性を踏まえて、その対象者というのをどうするかと。

例として、例えば小学校等の教員の免許を既に持っている方であったり、大学の養成の課程、養成というのは小学校等教員の養成の課程に例えばいて、取得の予定である方が、登録を受けた大学が提供する課程を修了する見込みであるとかということが考えられるかということ。

あと二つ目は、実際に教壇実習に行く小学校等についてですけれども、小学校等における児童生徒への日本語指導の実態を踏まえて、教壇実習での指導の態様や、教壇実習機関

が日本語教育課程を実施していること等について、どのように考えるかということで、例えば、これまでの御議論でも、小学校等で5人以上の集団指導の経験を求めるというのは、かなり現実的には無理があるのではないかという御指摘があったので、その点を緩和するかということとか、あとは、小学校等で日本語指導と言っても様々な形がございますけれども、一定の体系性を持った指導の在り方としては、制度的には特別の教育課程であったりとか、高校でいうと学校設定科目というものがございますので、例えばそれをやっているところが対象になるということが考えられるかということを書かせていただいております。

最後、三つ目として、やはり現場への御負担というのがございますので、指導の受入れ体制ということで、小学校等や教育委員会の負担への配慮というのをどう考えるかということで、例として挙げさせていただいているのが、実践研修機関において実習生を指導する体制が当然整備されているということで、その上で、小学校等又はそれを設置する教育委員会と大学が協定を締結いただく必要があるだろうというようなことを、例として書かせていただいております。

以上の大きく2点、それから細かく挙げると五つの論点について、御意見をいただければと思います。

○永田座長

それでは、ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。北出委員お願いします。

○北出委員

御説明ありがとうございます。非常に大事な検討点をまとめてくださってありがとうございます。

もし認める場合の要件ということですが、それを検討するに当たり、認めるかどうかにも関わってくると思うのですが、そこで一つ目に実習生の対象者ということで書いてくださっています。例のところ、小学校等の教員免許取得者又は取得予定者であって、登録日本語教員養成機関の登録を受けた大学が提供する登録日本語教員養成課程を修了する見込みということで、小学校の教職免許と登録日本語教員養成課程の修了ということになるかと思うんですが、この二つでは、現在問題になっているうちの一つの、成人の日本語教

育と子供の日本語教育の違いというところは入ってこないのかなと思ったんです。

登録日本語教員養成の方では、50項目、先ほど御説明ありましたが、目的・対象別日本語教育法というのが分野的にはありますけれども、そこで児童生徒の、例えば生活言語と学習言語の違いだったり、継承語がどのように発達やアイデンティティに関係するかまで学ぶということを入れている大学が全てではないですし、そういうのがそろっている大学はもちろんいいと思うのですが、そろっていないのに養成課程26単位、25単位修了した、小学校の教職免許も持っているということでオーケーとしてしまうのはどうなのかなと心配なので、そこを何か確認できるような、児童生徒への日本語教育指導に関する授業を受けているだったりとか、理解しているだったりとか、そこを何か要件として、もし認めるのであればですけども、入れていただく必要があるかなと思いました。

○永田座長

当然、現場に出ていくために知っておくべきことというのを、より厳密に審査した上で実習の場に出ていくということですね。ありがとうございました。

今に関わることでいいですし、それ以外でも。坂本委員。

○坂本委員

これは確認ですけれども、審議いただきたいことの1番のところで、教壇実習先を、小学校等で※があって、小学校、中学校云々とありますが、定時制の中学・高校、夜間の中学・高校も実習先として入っていると考えてよろしいですか。事務局の方に確認したいのですが。

○永田座長

いかがでしょう。

○伊藤課長補佐

定時制の中学・高校についても入ります。制度的に除外されてはいません。

○坂本委員

ありがとうございます。続けていいですか。

○永田座長

関連することでしたら、坂本委員、続けてお願いします。

○坂本委員

一番最後の指導受入れ体制のところなんですけれども、小学校等の先生自体は、科目を教えることを専門とされている先生たちですよ、主に。ですから、日本語教育の指導までかなりの期待をするのは、負担がすごくあるのではないかなというのが1点。

それから、送り出す方の、例えば大学としますと大学の方で担当して指導される方も、恐らく多くの方は、成人の日本語教育のことはよく御存じでしょうけど、年少者のことは知らない方が多いのではないかと思うんですよね。その方が担当ということで行って指導するというのも、ちょっと、私がおその担当者になったら不安を感じてしまいます。

その辺、何か配慮があるべきかなというふうに感じました。危惧です、今のは。

○永田座長

指導体制が整備されているというところをしっかりと審査した上でということですね。ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

年少者というところが該当するかどうかというところで、恐らく私たちのような機関は、基本的に現状ではある程度の一定年齢の上の人たちをしているので、恐らくこのことというのは、中心になるのは大学ではないかなというふうな思いを持ちながらお話しいたします。

なので、本当に様々な大学に、子供たちの教育に携わるような形にしていっていただきたいという思いもあります。私たちのような講座も、専門的にそれをする機関が今後生まれてくれば、それもいいことだと思いますが。

というのが、やはり本当に、子供たちの日本語教育って本当に必要なわけです。そこに専門が入らなきゃいけないというところはもう当たり前のことでありながら、現状ではそこに至っていないというところは、様々な省庁間の問題とかいろいろあるのかなというふ

うに思うのですが、そこを越える第一歩として、今回これが認められるということのほども意義があると思います。

ちゃんと養成機関の中で、そういった知見もある方が教えて送り出して、相手方でも実習をしてという形にしていけば、これはあくまでも養成課程なので、第一歩の手前のところ。その後、初任研修とか中堅研修とかのところ、ちゃんとした年少者への日本語教育というのは、専門性を更に持った形で作られていくと思いますので、それはいいんじゃないか。

ある意味、成人教育と考えると、そこしかしていないという見方もあるかもしれませんが、そこは全て、先ほどお話にあったように実習の記録というのも公開されていくということですので、受け入れる側がそのことを分かった上で採用する。そこに、更に採用後の研修をするなどしていけばいいのかなと思いますので、ここで第一段階として、小学校等の教員免許を持つ人ということも条件に入っていますので、全く知らない人が実習に行くということではないということで、現状の今の社会問題を解決するためにも、一歩としていいと私は思うという意見です。

○永田座長

養成段階の議論も大切ですが、その先にある初任の研修とか、そういったところのセットで考えていくということも大事だと思います。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員

加藤委員の御意見と重なるところがありますけれども、主に大学が送り出していくのだろうなというふうに考えておまして、その際やっぱり教育委員会との連携ですとか、あるいは、これは一つお願いなんですけれども、文部科学省の方で、実習生を受け入れることができる学校のリストみたいなものを作っていて、そういうものを見ながら、本学はできる、本学は難しいみたいな、地理的な条件もあるかもしれませんが、判断できるような環境を作っていただければと思います。

それから、私、学生に、日本語教育の専攻、副専攻を取っている者に対して、できれば教員免許を国語でも英語でも何でもいいから取ったらどうかという話はよくするのですが、大学によって違うかもしれませんが、なかなか教員免許と日本語教育の専攻を両立

させてできる人というのは、そんなに数多くはいないように思いまして、そうなると、教員免許を持っているふうな条件を課してしまうと、かなりパイが狭くなるということが危惧されます。

そして学生も、就活で社会を見てみたいみたいなことを思う人もいますので、その辺りも実際問題関わってくると、かなり、教職も求めるとなると人数が減ってしまう、残念な結果になりそうだなということがあります。

将来的に、この分野で、外国人児童生徒の分野で日本語を教えたいということを強く希望している、そのぐらいの条件で、可能であれば、チャンスを与えたいというふうに個人的には考えております。

○永田座長

御意見ありがとうございました。教員免許と日本語教育の両立というのは本当に難しいというのはおっしゃるとおりで、私どものところで、どうしたらそれが今の制度の中で両立できるかというところを引き続き考えていきたいなと思っています。

という御意見と、あとは例えば学校と大学が連携していくときに、それを後押しするようなところ、情報提供も含め、そういうのができないかという御意見だったかと思います。ありがとうございました。

坂本委員、ではお願いします。

○坂本委員

今に関連して、よろしいですか。教員免許の取得を希望される方は教育実習に行きますよね。2週間なり3週間なり、長さは分かりませんが、その期間とは違う期間で日本語教育の実習に行くという理解でいいですか。一緒に、同時だと、大変ですよ。

だから2回行くということになる。行き先は違うかもしれませんが。行く小学校なりは。2回行って、自分の科目の実習、普通の教職用の実習と、プラスアルファで日本語教育の実習と2回やるという理解でよろしいですか。事務局の方、よろしいですかね、それで。

○永田座長

基本、教員免許時の実習と日本語教育の実習は別物ですよ。

○坂本委員

別物ですよ。

○永田座長

はい。ということで、坂本委員、よろしいですか、今の確認して。

○坂本委員

はい。ありがとうございます。

○永田座長

では加藤委員、お願いします。

○加藤委員

今のことを聞きながら、短く一つです。教員免許のことですが、これ、実際に私、質問を度々このところ受けているんですが、既に小学校であるとかそういったところの教員免許を持っている人が、私たちの講座を修了して、既に先生をやっているというような人がたくさんいるわけで、そういう方が今後、小学校等に正式に入っていきたいという希望を持っている人は少なからずいると思います。

それで、どうしたらいいかと言われたときに、今後どうなるか分からないけれど、恐らく大学等でそういった実習の場というのができてくるんじゃないかと思うから、そこを実習の部分だけもう一回受けに行くというような形もあるかもね、みたいなことを言っています。

なので、これは未確定のところですが私が言っているところですが、必ずしも大学と並行して教職課程を取っている人だけではなくて、既に教職を持っていて成人教育をしている、だけど新たな場として小学校等に、今はボランティアで入っているけど、そうではなくて専門家として入りたいというような方たちの道が出来るということで、大学等でそういった実習の場が出来るのはとてもいいかなと思いました。

○永田座長

そうですね。既に、ここでも教員免許取得者の方が、そういった人材を今後活用していくとなったときに、なかなか個人では学校の実習というのはハードルが高いと思うので、そういうのができるような仕組みというのが出来るといいかなと思いました。ありがとうございます。

その他、今の資料5に関して、いかがでしょうか。一旦ここで切ってよろしいようでしたら、次の資料6に移って、また後で時間を取りたいと思いますので。ではここで。

それでは、続きまして資料6に移りたいと思います。資料6について、事務局から説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○石澤養成研修専門官

配布資料6「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関のコア・カリキュラム（案）」に関して御説明いたします。

「コア・カリキュラム」という用語が、用語としては出てきていますが、具体的な内容についてはこれまで特には御説明してまいりませんでしたので、まずは、今後使うコア・カリキュラムの基本的な考え方、及び留意点に関して、スライド2枚にまとめていますので、そちらから御説明いたします。

本日、先ほど御説明がありましたが、「適正性を見るために」というようなコメントがありましたけれども、本日のコア・カリキュラムの中でお示しするのは具体的な内容が中心になりますので、今後10月以降のワーキング等で、詳しくまた御説明することになるということを御承知おきください。

ではスライド1枚目です。登録日本語教員として求められる資質・能力を養うために共通的に学習・習得が必要と考えられる内容を「登録日本語教員養成コア・カリキュラム」として、このコア・カリキュラムを中心に据えた養成課程を実施するということで、日本語教師全体の質の向上を目指していくものです。

コア・カリキュラムに記載している必須な教育内容については、日本語教員養成で扱うべき必要最低限の項目を示したものです。したがって、これら以外にも、各教育機関が独自また自主的に学習内容を設定することが可能となっています。

登録日本語教員養成コア・カリキュラムは、「実践研修コア・カリキュラム」及び「養成課程コア・カリキュラム」に分けて、二つで構成しております。それぞれに対して「全

体目標」「学習項目」「到達目標」ということを示しております。こちらは、教職課程コア・カリキュラム等、これまであるものを参考に、新たな形で日本語教育の中にも置くものとして考えました。

全体目標は、実践研修及び養成課程それぞれにおいて、達成すべき包括的な目標をお示ししたものです。なお、養成課程コア・カリキュラムにおいては、これまで日本語教育の中では3領域5区分として述べてきたものがありますので、この5区分を全体目標に位置付ける形で、全体目標を五つに分けて設定するとともに、各全体目標に対応した学習すべき内容を、まとまりごとに「一般目標」と、先ほど述べた「全体目標」「学習項目」「到達目標」に「一般目標」を加える形で設定し、15の下位区分を含む形としております。

したがって、これまで日本語教育の中で述べられてきた内容はリセットするのではなく、加え含む形で構成しているという点です。

この「学習項目」に関しては、各一般目標、つまり15の下位区分の中で扱うべき具体的な項目です。こちらは、これまで述べてきた必須の教育内容がそれに該当するものとなります。

この必須の教育内容それぞれに対して、つまり個々の学習項目に対して、達成すべき目標を「到達目標」として示してまいります。こちらは「何々を理解している」「何々ができる」というような形でお示しすることになります。

また、それに対して、到達目標を細分化して、こういったことを学び、こういったことをできるようになるというような形でより詳しくしたものについては、今後作成しますけれども、手引・ガイドラインの中に「解説」という形で記す予定でおります。

このコア・カリキュラムの中で記載する順序に関しては、学習すべき順序を示したものではありません。また、学習内容の重要度順に表したものでもありません。

ただし、実践研修機関と養成課程が分かれていることを踏まえて、実践研修受講前に必ず学習・習得すべき内容という形で、実習に行く前、実践研修に出る前に、これだけは学んでおいてもらいたいという内容は別に定めることにしております。本日のこの資料6の最後に、この点つけておりますので、後ほど御議論いただければと思います。

コア・カリキュラムの学習項目の考え方に戻って、御説明を4点目から再開いたします。

一つの学習項目を複数回の授業で扱うことも可能ですし、また、複数の項目を1回の授業の中にうまく混ぜ込んでいただいて扱っていただくことも、こちらでは制限を設けておりません。

また、このコア・カリキュラム内で示しているものは、日本語教師「養成」段階修了時に身につけておくことが望まれる事項のため、「初任」また「中堅」といった段階で身につけるべき内容というのは、今後別に示していくことになります。

このコア・カリキュラムの活用に関しては、日本語教員養成機関が、登録実践研修機関並びに登録日本語教員養成機関として文部科学省の登録を受ける際の審査においても、活用することを目指して作成しているものです。

この具体的な内容を、これから実践研修と養成課程に分けて御説明してまいります。こちらに関しては、もともと参考資料5として本日お示ししている資料を参考に作成しているところがありますので、そちらを簡単に御紹介します。

昨年度、文化庁では日本語教師養成の各課程においてどのようなことが行われているかに関して、調査研究が行われました。こちらの報告書というのが、参考資料5としてお示しいただいているものです。

その際御協力いただいた有識者の先生方の中には、当ワーキングに御参画いただいている先生方もいらっしゃいます。この調査研究の中で、有識者の先生方に御協力いただきまして、実践研修並びに養成課程で学び、更に身につけておくことが求められる内容についてまとめていただいております。

こちらの内容を踏まえて、先ほど申し上げました全体目標、そして一般目標を含めた学習項目到達目標という点に落とし込む形を取っておりますこと、一言申し添えさせていただきます。

参考資料5に関しては、後ほどまた御覧いただければと思います。

では、現在説明している資料6に戻って、説明を続けさせていただきます。実践研修コア・カリキュラムの方から説明いたします。

こちらの全体目標としましては、日本語教師として養成段階で求められる資質・能力というものを、知識、技能、態度に分けて、平成30年度、平成31年の報告改訂版からお示ししてきた内容、この知識・技能・態度のうち、特に実習に行くことで技能・態度につながるようなことを学んでもらいたい、そして日本語教師の役割をしっかりと理解してもらいたいということから、この全体目標を作成しております。

日本語を教えることの基礎に関わる知識・技能として学んできたことを生かし、日本語学習者を対象とした教育実践を行うことを通して、日本語教師として必要な技能・態度を身につけ、日本語教師の役割を理解する。

こういった全体目標に向けて、これまでの有識者会議の報告でまとめてられました六つの学習項目それぞれに対して、到達目標を設定する形を取りました。

今後、「解説」におきまして、この到達目標をどういったことを学ぶことによって目指してもらおうかという点については、10月以降、御審議いただきたいと考えているところです。

実践研修コア・カリキュラムに関しては、今も述べましたが、キャンドウというか、「理解している」とか「何々ができる」という形で述べておりますが、今日の議論でもありましたけれども、教壇実習を正規のクラスを模す形で、類する形で別途設けて授業をしていくことが可能ということになってはいますが、授業見学のところ、括弧書きで書いておりますが、「別途設ける」ということは、実際の正規の授業を見学する機会がなくなってしまうということも心配に当たるかと思えます。

したがって、授業見学では、教壇実習の場となる機関の正規授業の見学を含むというような形で、実際の授業、プロの先生方の授業をしっかり見て、何が行われているのか、その指導の流れをつかみ、学習者の様子を観察し、自分がどういった授業をしていくのか、授業を分析・評価することができるようになる、その素地を授業見学で養ってもらいたく、このような到達目標を設定しております。

実践研修コア・カリキュラムに関しては、今後また詳しく述べさせていただきますが、本日御報告できる点としては、このスライド一枚となります。

続けて、養成課程コア・カリキュラムについて御説明いたします。

養成課程コア・カリキュラムの御説明、冒頭で述べましたが、全体目標をこれまでの区分五つに合わせる形で、全体目標を五つに分けて、それぞれに御説明というか、説明書きはしております。一つずつ読み上げることはいたしません、御確認いただきまして、何かありましたら、是非御指摘いただければと思います。

この全体目標それぞれを達成するために必要な学習内容に向けて、15の下位区分としてこれまで示してきたものを一般目標という形で収めております。それが現在御覧いただいているスライド、また次のページのスライドがそれに当たります。

この15の下位区分の中に更に細分化しまして、具体的な授業内容を考えていただく上で必要なこととして、学習項目、必須の教育内容50を書かせていただいております。

色がついている箇所が必須の教育内容50に当たりまして、それぞれの必須の教育内容に対して到達目標を設定しております。

先ほど述べました調査研究におきましては、この到達目標としてお示ししている部分を更に細分化して、具体的にこういったことを項目、観点として学んでほしいということまで御提言いただいておりますので、「解説」においては、この到達目標を更に詳しくする形で書き下していくことを考えております。

それぞれ長くなっておりますので、ここでは事前に資料をお送りしておくことも含めまして、観点としては御覧いただくだけにとどめたいと思います。

それでは、一番最後のスライドです。

先ほど申しましたが、教職課程のコア・カリキュラムもそうですが、教員免許の実習におきましても、教壇実習、教育実習に行く前に必ず取得しておく単位というのが大学等では決められていることが一般的かと思えます。

それも受けまして、実践研修の受講の前には、学習・習得の前提要件とする項目ということを挙げさせていただきました。

非日本語母語話者に対して日本語を教える、そして知識・態度を身につける素地を育むという点で、自分たち実習生と異なる人たちと接触していくことを踏まえて、異文化との接触に関わる点。それから、実際に教壇に立って日本語を教えるという意味では、教育内容である日本語、それから当然ですが、教えるという点では言語教育法、実習、こういった科目というものが事前に学ばれるべきだろうというふうに考えまして、15の下位区分のうち9下位区分、実習を除く必須の教育内容49項目のうち32項目を、できれば事前に学んでいただきたいというふうに考えて、このようにお示ししているところです。必須の教育内容としては、右側を御覧いただければと思います。

こういった内容が多いとか少ないとか、時間はどうなっているとか、今後検討を進める上での示唆となるコメント等いただけましたら幸いです。

資料6に関しての御説明は以上となります。先生方、何とぞよろしくお願いいたします。

○永田座長

それでは、ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問のある方はよろしくお願ひします。

では坂本委員、お願いします。

○坂本委員

一番最後の15ページですが、前提条件のところ、ここ、32項目ありますが、恐らくほとんどの大学では、実習が行われるのは3年次、4年次じゃないかなと思うんですが、そうすると、その前にここに上がっているような項目を履修しておかなければいけないということになりますね。

ですから、科目配置をする教務の先生方なんかは、もう一、二年次にこういう項目を入れるということになりますが、ただ、留学とかする学生が、2年次に留学して3年次に帰ってくるような場合もたまにあるのですが、そうすると、その前に取っておかなきゃいけないとなると難しくなって、同時履修も可としていただくとより柔軟になるかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○永田座長

いかがでしょうか。

○石澤養成研修専門官

ありがとうございます。多分できるだけ柔軟に、今の学生が学生生活を行いながら、こういう制度に順応できるような形で考えていくことが大事だと思いますので、今、同時履修という言葉をいただきました。それと、ただ、全く受けた初めぐらいの段階で可とするのかとか、細かいことは考える必要があるかと思しますので、ここは正にメンバーをやっている先生たちにもよくお話を聞かせていただいて、実際に受け入れる方も、どのぐらいのところまでできていないと困りますみたいな話も、やっぱりそれはあると思うので、細かい話をまたよく聞かせていただければありがたいです。

○坂本委員

分かりました。ありがとうございます。

○永田座長

これ、正にカリキュラムの組み方みたいなのところに関係してくるので、例えば本学ですと1年生では教養教育を受けることが多くて、本格的には2年生から専門教育をやっていて、そうすると、3年生の前期で実習に行こうと思うとなかなか、どういうふうに組んでいこうかなというところも出てきますし、多分それぞれの大学によって様々なやり方、考

え方、あろうかと思います。

今の点に関して、何かもし先生方の方でおありでしたら。要するに、行く前にどれくらい知っておくべきかとか、何をすべきかとか。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

本当に柔軟にという考え方は一つとても重要なとは思いつつなんですが、それがイコール緩くというのとは別だととても思っていて、教壇実習を今後受け入れる機関にも、多くの日本語教育機関にも恐らくなっているのかもしれないし、私たちのようなところも、実際に教壇実習がもう本当にゴールのゴールという位置付けだと思います。

そうしたときに、全くこういった、ここに掲げられたようなことを知らない人が実習をするというのは、現実問題、実習の意味がないことになるので、そこは次の段階というお話でしたのでそこでだと思いますけれど、きつくだけがいいわけじゃなくて、あるべき形というのがあるかなというふうに思っているところです。

もう一点、別のところがあるのですが、それは後の方がいいですか。今のところの。

○永田座長

どうでしょうか。もし今のところで。

では、近藤委員からいただいて、加藤委員、またお願いします。

○近藤委員

事前に学ぶことの一つとして、コミュニケーション能力、15番を入れたらどうかというふうに思っております。

「異文化間教育とコミュニケーション教育」というふうに入っていますけれども、まず基本となるコミュニケーション能力は、どんな形でも構わないのですが入れていただきたいと思いました。

あともう一つ、「言語習得・発達」、8番です。これだけ見ると、外国人児童生徒ですとか、そういう母語の発達みたいなこと、あるいは言語の発達というところが少し見えてこないのですが、外国人児童生徒の実習のことを前提に考えてみても、この言語習得・発達のあたりに、コア・カリキュラムを超えた話になってしまうかもしれないのですが、本来

であるならば言語の発達、あるいは、「母語」という言葉がなかなか難しくなってきましたので、そういうことがここに入れられるといいなというふうに思いました。よろしくお願ひいたします。

○永田座長

今のような、こういうのを含めた方がいいとか、それに関してはほかの委員は特によろしいですかね。

本当、正に教育実習をどういうふうに実質化するかというところと関係してくると思いますので、これを知らないと教育実習をやっても極端な話、効果が半減とか、この点に関しては引き続き、是非検討していければと思っております。

では加藤委員、お願いします。

○加藤委員

このコア・カリキュラムという1ページ目から書かれているところ全体に向けてですが、若干の懸念を感じるのが、科目がたくさん羅列されていて、科目を取ることがそのカリキュラムを作っていくということの根幹じゃないと思うんです。

これ、下手するとそちらに引っ張られて、科目をそろえることみたいなふうにならないためにもというか、やっぱり理念ってすごく重要だと思って、例えばこの「日本語教育の参照枠」というのが今とても前面に出てきていて、これは日本語教育機関の方もそこにとっても準拠した形でやっていくわけですけど、そこで教える教員というのは当然そこも踏まえた上で、カリキュラムの中で教えていくわけです。

そういったときに、その「参照枠」の理念というのが、もっとこの科目名ではない、深いところにありますよね。そういったところが意識されるようにとか、もう一つ、日本語教師に求められる要素というので、これ、過去に自分もそこに関わったりしていたのであれなのですが、知識・技能・態度というようなことが掲げられていて、何かそれを持った上での科目の担当者であるかなというふうにとっても思うので、何かそういったことが、実際出てくるものは科目名の羅列には最終的にはなるんだと思いますけれど、きちんと書かれていて、カリキュラムを今後作っていく側も、そこを踏まえた上でというのが、何かここ、懸念を払拭するというか、本来ある、また「べき」となってしまうのですが、そうかなと思ったというところです。

○永田座長

今の点に関して、もし何かほかの先生方からもあれば、特によろしいですかね。私も今の点、気になっていまして、今日の話は内容が中心ということだったのですが、今後、先ほど加藤委員からあったような理念的なところも含め、どういう形でこのコア・カリキュラムというものが公開というか形になっていくのかに関して、何か見通しとかがあれば、事務局の方からお願いできますでしょうか。

○石澤養成研修専門官

コア・カリキュラム自体は、どういった教育内容かということをももちろん中心に据えるのですが、加藤委員が今おっしゃった「参照枠」ですとか、これまでになかったところ、そして科目では必須の教育内容というところでは言い表されていない部分もありますので、こういったところが各機関で大事にされていないというようなことにならないように、「解説」の方でしっかり書いていくということも一つ大事なかなというふうに受け止めています。

また、大学と高等教育機関の場合は、この必須の教育内容50、また一般目標そのものが、科目名とは違うところが出てきますので、そういったところで、どういった内容がしっかりと押さえられているのかについて、先ほど座長の方からも御発言ありましたが、シラバス等で確認することになるというところだと思うのですが、実際に何が教えられているのか、実習生は何を学んでいるのかについて確認する方向性も含めて、さらにどういったことを確認するのかということと併せて、このコア・カリキュラムをお示しすることで、より漏れなく、ちゃんと教えられているか、それが日本語教師として、特に登録日本語教員として現場に出ていく上で必要なことが機会として提供されているのかということにつながるようなことを、今後のワーキング等でお見せできたらと、私の立場から、コア・カリキュラムを作成している立場からは考えているところです。

○小林日本語教育推進室長

恐らく、これまで文化審議会、国語のここの審議会で様々御審議いただいていた、例えば31年にまとめていただいた報告書であったりとか、様々な議論の最後の結果に、例えばこの養成課程で学んでいただく内容というところが反映をされてくるものだと思ってお

りまして、今日は例えばコア・カリキュラムということで資料を出させていただきましたけれども、実際に加藤委員がおっしゃっていただいたような、これまでの議論の中身であったり成果ということも、しっかり実際に最終的に、養成課程の例えば手引だったりとか、実際審査をするときのどういう内容になるかとかいうところには当然反映されてくるとは思いますので、どんな形で例えばコア・カリキュラムの説明をしていくかとか内容を説明していくかというのは、一面的なものにならないように、そこは留意をさせていただければと思います。

○永田座長

ありがとうございます。加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員

今後のというところで理解いたしました。よろしく願いいたします。

○永田座長

そうですね。今日出していただいた参考資料5とか、これまでの調査研究とか議論がどのようにこのコア・カリキュラムにつながっているのかというところが書かれるといいのかなと思いました。ありがとうございました。

ほかの委員。北出委員、お願いします。

○北出委員

御説明ありがとうございます。やはり必須の50項目だけでは解釈の幅も広くて、こういった形で示していただけで本当ありがたいです。

質問は、「実践研修コア・カリキュラム」という3ページ目のところですが、実習でどこまでの到達を目指すのかということで、ここに記述してくださった六つの学習項目といえますか学習活動と、その到達目標なんです、目標のベンチマークというんですかね、どの程度まで理解しているかとか、分析・評価することができるかという、その到達レベルがここでは、あえて書かれていないのかもしれないんですが、必須の50項目とか領域の方は、あえて緩やかに、ベンチマークを決めないというのも一つかと思うのですが、実習の方に関しては、やはりこの実習が集大成として終わった学生なり受講生が、現場に次

入っていくときに、どこまで養成課程の実習として到達していることが求められていて、現場ではどこから学ぶことでオーケーとされているのかというところにも、結構ここはかなり関わってくる大事な部分かと思うので、どの程度までこの養成課程の実習で求めるのか、到達目標をもう少し具体的に示していただけるといいかなと思ったりしました。いかがでしょうか。

○永田座長

坂本議員、何かありますか。今の点に関して。

○坂本委員

同じで、実践研修のコア・カリキュラムのことで、よろしいですか。

○永田座長

じゃあいただいて、また事務局から回答という形でお願いします。

○坂本委員

2番目の「授業見学」のところですが、これは授業は正規の授業を見学する、つまりプロの先生の授業を見学するわけです。

その下に、「指導の流れをつかみ、学習者の様子を観察し、授業を分析・評価することができる」と。分析はいいと思うのですが、プロの先生の授業を見て実習生が評価するというのは、ちょっと何か、つらいところがあるかなと思ったんですけども、この点いかがでしょうか。

○永田座長

その他、この実践研修に関して、もしほかの委員からあれば。ひとまずよろしいですかね。

では、今、先にいただいた北出委員からの、目標の設定の仕方に関してという部分と、あと坂本委員からいただいた評価というところ、この評価の捉え方にもよるのかもしれないですけども、この点の表現について、いかがでしょうか。事務局の方、お願いします。

○石澤養成研修専門官

ありがとうございます。2点目から。評価に関しては、文言に気をつけるようにして、もちろんプロを評価するという意味ではないので、そういったところは少し検討していきます。そのまま取り除くか、もう少しかみ砕くかは、今後検討していきたいと思います。

1点目に関しては、こちらからも御質問をお返す形に、コメントとしてなるかもしれないのですが、こういった先生方からお話を、この説明をさせていただく際にも、先ほどまた座長からもお話がありましたが、大学でいえば3年生の前期に教育実習を置いていらっしゃる機関と、正に集大成として4年生、私もそうでしたけど学校教育の計画実習と同時期に、全て学んだ上でやっている機関と両方ありますので、その両方に対してこちらが対応できるような形でということで、このような形に現在しているところでした。

それぞれの機関において考え方、タイミングと、その実習で何を学んでもらいたいかということは機関のカリキュラムポリシー等にも関わるところかと思いますが、もう少しそれを踏まえた上でも、詳しくこちらの方から、これはどのぐらいのものを表す、例えば集大成としてやってもらうものであるとか、そういったところまで踏み込んで書くかどうかということにも関わってきますので、少し今回は緩やかな状態にまとめているところでした。

もし、この点について何か先生方の方でも御意見等ありましたら、是非いただけたら、今後再考するヒントにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○永田座長

北出委員、いかがでしょうか。今の点について。

○北出委員

確かに、教育機関によって実習の到達レベルも様々かもしれませんので、難しいところかと思います。

ただ、やはり養成機関でどこまでを目標として、初任で新人研修を受ける段階でどこまでできていないといけないのかというあたりは、そこがやっぱり不明確ですと、新人として日本語教師になったものの、期待されるものが大き過ぎて、もう即戦力扱いでやっていけないというケースが今多いという現状もありますので、もちろん教育機関にもよるのですが、そこは現場と養成課程の接続をうまくしていくという意味でも、両方の意見を踏

まえた上で検討していければいいのかなと思っております。

○石澤養成研修専門官

ありがとうございます。

○永田座長

今の点に関して、ほかの先生方から、もしあれば、よろしいですかね。本当に実習に対する考え方も様々だと思います。例えば教員免許でも、3年生で主免実習というのもありますし、4年生で行く人もいますので。

ただ、そのことと、先ほど北出委員が言われた、実習である以上、ここは最低限この力は身につけないといけないというのは、やはりあると思います。ありがとうございました。では事務局、お願いします。

○小林日本語教育推進室長

北出委員からの御意見がすごく重要な意見かと思っております、その評価の在り方はよく考えたいと思います。と申しますのは、今回の登録教員になる仕組みというのは、例えば養成課程を経て入ってこられるという方、実際はそちらの方が多いのかもしれませんが、もう一つのルートとしては、試験を受けた方がこの実践研修を受けるというルートも当然あるわけでありまして、その時に、実践研修ということの評価というのをどう考えるかというのが、養成課程ですと養成課程全体で例えば単位を出すとか、そういうことの評価が出てくるわけなんですけれども、実践研修の場合はこの実践研修単体になるんです。要するに、試験を受ける方はこれが単体で評価されるということになってくるので、その在り方というのを、御意見もいただきましたので、また考えさせていただければと思います。

○永田座長

ありがとうございます。そうですね、養成課程の中での考えということと、当然、先ほど言われたように単独でやっぱりここは絶対身につけないといけないという、そこはやっぱり共通するものがあると思うので、その点、北出委員、ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

先ほど養成課程のコア・カリキュラムの内容は、各科目のシラバスを見てチェックするというようなことをおっしゃったかと思いますが、現実問題、シラバスでそんなに詳しくは書かないんじゃないかと思うんです。大体15回の授業で、1回の授業で1行ぐらいの文で。それ以上書くと、すごく1科目の書く部分が多くなって大変なので。

だから、チェックというのが結構難しいかなと思います。例えば私だったら「3日目、誤用分析」「4日目、中関言語分析」みたいなのを書くだけで、その中身までは書かないんです。シラバス、なかなか、分量的に多くなるので。

ですから、チェック自体がひょっとしたら結構難しいんじゃないかなというふうに思いました。シラバス自体をもうちょっと詳しく書くように指導していただくか何かしないと、チェック機能がうまく働かないんじゃないかなという心配をしたので、発言させていただきました。

○永田座長

今の点、審査の在り方にも関係してくるのかもしれないのですが、何か、御意見として承っておきましょうか。またよろしくお願いします。

それでは、ほか、いかがでしょうか。資料6に関して。資料6に関してはよろしいですかね。

それでは、特に前半の部分が、内容について時間が十分に取れなかったもので、一旦、資料6に関してはここまでにしまして、議事としては(2)その他として、これまで全体を通して、前半も含め、何か御意見がいただけていない部分とか、御意見、御質問に関して、いかがでしょうか。もちろん資料6も含んでいいと思いますが。

では北出委員、お願いします。

○北出委員

ありがとうございます。コア・カリキュラムで示されたのは25単位、26単位のところだと思うのですが、現在、「専攻」という言い方もしますけど、45単位でしている部分に関して、今後どうなっていくのか、その辺りを教えていただけるでしょうか。

○永田座長

どうなっていくのかというのは、今は26単位ということで、プラスアルファで45と
いうのを求めることが…。

○北出委員

今までの文化庁の規定では、26単位だと副専攻相当、45単位で主専攻相当というこ
とで、それに合ったカリキュラムをそれぞれ大学だったり養成課程で作っておられたと思
うのですが、今回の国家資格化で26単位だけが焦点化されているので、45単位の方は
どうなっていくのかということですね。

主専攻の意義だったり、又は主専攻に求められるものはどんなものなのかというあたり
の検討は今後されるのか、それとも今後もうなくなっていくのか、その辺り、教えていた
だけでしょうか。

○永田座長

ということで、現時点での議論は26というところで来ているのですが、各大学は
45までというのを主専攻として設定することはもちろん重要だと思いますが、今の議論
の中で何かそのことが今後出てくるのかどうか、もし何かお答えできることがあったらお
願いします。

○小林日本語教育推進室長

今回の制度では、養成機関の登録ということでは26単位という、あそこの数字ですよ
ね、の単位というのが示されておって、主専攻や副専攻でやってこられたところの整理と
いうのが、今付いていないところかとは思いますが、そのところ、お答えをでき
るところは今はないのですが、例えば幅広く日本語教員の最初の養成段階でやっていただ
くことで、より幅広く学んでいただけるようなものが用意されているかどうかというところ
で、単位数が多いところというのは評価されるということは、それは継続されてあるの
かなと思いますが、そのところは、また私たちの方でもお示しできるようなことになり
ましたら、お示しをしていきたいと思えます。

○北出委員

ありがとうございます。といいますのは、単純に単位の問題だけではなくて、大学の中で主専攻で日本語教育という学問領域があるかどうかということは非常に大事なところでして、今後、多分26単位ということで国家資格試験の一部免除ということになっていくと、恐らく大学内でも26単位でいいんじゃないのかという動きが出てきまして、副専攻扱い、日本語教育は専攻じゃなくていいんじゃないのかという動きは、見えているかなと思うんです。

ですので、日本語教育を主専攻として、一つの学問領域として、大学内だけでもないですけども、学術分野の中でこれだけ先人の先生方が頑張って確立してこられたことが、今回のこの国家資格、もちろん日本語教育の業界をよくするための動きではありますけども、そういった動きになってしまう懸念もありますので、45単位、主専攻の方の意義というのも今後検討していただけたらなと思いました。よろしくをお願いします。

○永田座長

ありがとうございます。坂本委員、何かありますでしょうか。

○坂本委員

細かい点ですが、資料4の1ページ目の講習概要のところですけども、講習自体はオンデマンドでということになっているんですが、その下の講習修了確認試験、これをオンデマンド、オンラインあたりで、どこかに集まって筆記試験を受けるということではないということを確認したいのですが。

○小林日本語教育推進室長

オンデマンドでやる形ということです。

○坂本委員

オンデマンドの試験なんですね。分かりました。

それから次のページの2ページ目、いろんな登録日本語教員になるためのルートが出ていますが、これ、どのルートに先生方が相当するかは、各自判断するわけですよ。

その判断がそれでいいかというような最終的な判断は、文科省とか文化庁とか方でやっていただけるんですか。

○小林日本語教育推進室長

ちょうどこの次のスライドのところ、小さく書いてありますが、今後の予定というところで、例えばこの必須の50項目に対応しているかどうかとか、必須の50項目に非対応ですけれども12年への報告が確認できるかどうか、みたいなことというのを、審査基準を今後はそのワーキング、次のワーキングになると思いますが、お示しをさせていただいて、その審査基準に基づいて、それぞれの養成機関がどこに当てはまっていくかということも審査をするということになります。次のところで審査基準をお出しできればと思っております。

○坂本委員

ありがとうございました。

○永田座長

そうですね、最初にいただいた、試験を例えばオンデマンドでやるといったときに、試験の公平性とかそういったあたりもしっかり保障されるのが大事だろうと思いますし、その前に北出委員から言っていた点、私どもも主専攻ですので、それが縮小化の方向に行かないといいなど、今の北出委員の意見に賛成です。

その他で。近藤委員、お願いします。

○近藤委員

今のところと関係しているのですが、オンラインで経験者講習を行うというのは非常にいいことだなというふうに思っております。海外にいらっしゃる方も参加できるという意味で、とてもいい意義があると思っております。

その上での質問ですけれども、今、講習ⅠとⅡがありまして、講習Ⅱが講習修了試験として100問程度準備するというので、これ、作る側として考えるとものすごく大変だなというふうに思っております。テストのパックを何セットも作り、質問の流出にも留意して、違う問題、異なる問題を作っていくんだらうというふうに思いますが、この100問というのは、この数はどういう基準で。

一応一こま、各こまで10問というふうになっていますけれども、もう少し規模を小さ

くしてもできるのではないかというふうに個人的には思っておりますので、この辺り、少々教えていただけるとありがたいです。

○永田座長

いかがでしょうか。この100ということに関して。

○石澤養成研修専門官

まず、試験の方法として、当然オンラインで受けるということもありまして、一発試験みたいなものではないです。

むしろ、本当に知識が定着しているかを一つ一つ確認して行って、要は少し合格基準とどうか、できなかった問題があった方には繰り返しその部分を何度も受けていただくようなことを想定しておりますので、そういう意味で、知識確認という意味で、問題数が恐らく一般的な試験とかと比べたときに多く感じられるのかもしれないと思うのですが、ただ、繰り返し受けていただいて、確実に知識を補わせていただきたいという意図があるというものです。

○永田座長

近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員

分かりました。まだ問題自体の例も開示されていないので、よく分からないところはありますが、そうやってテストをしながら学べるという仕組みはいいのではないかと思います。ありがとうございます。

○永田座長

そろそろ時間近づいてまいりましたか、いかがでしょうか。最後に何か言い残したことは。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員

資料3の視察のところでは、これは認定日本語教育機関と登録実践研究機関と登録日本語教員養成機関と、三つの種類の機関があるわけですね。それにそれぞれ実地視察に行かれるということで、大体何人ぐらいの審議会に属するメンバーを想定されているのでしょうか。

かなりの数がないと、これ、恐らく授業見学とか受講生のヒアリングとかもどこかに入っていたと思うのですが、そういうのを考えるとウイークデーじゃないと駄目でしょうし、そうすると、空いている曜日を調整しながら2人を選んで、近くか遠くか分かりませんが、かなりの数の人をプールしておかないと実際難しいんじゃないかなと思いましたが、その辺はどうなのでしょう。これからのことだと思うのですが。

○永田座長

現時点で何か考えがありますでしょうか。それか、今のを御意見として伺って。今後検討していく上で、そういったものも当然、運用していこうと思ったら大事になってきますので、御意見としていただいたというので。

ありがとうございました。それでは、間もなく時間になりますので、これで議事は終了とさせていただきます。本日のワーキンググループは、ここまでとさせていただきます。

最後に、今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○石澤養成研修専門官

ありがとうございました。本日御議論いただいた内容は、9月26日、火曜日開催予定の日本語教育小委員会で報告させていただきます。

また、次回のワーキンググループは10月の開催予定としております。また調整させていただきます。よろしく申し上げます。

○永田座長

それでは、これで登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続等の検討に関するワーキンググループを閉会といたします。本日はありがとうございました。

— 了 —